

## 第1 業務の目的

エゾシカによる農林業被害対策は、各市町村鳥獣被害防止対策協議会により捕獲等が実施されているところである。しかし、市町村境界付近においてもエゾシカの生息は確認されており、各市町村単独では越境するエゾシカの捕獲は困難である。また、地域における捕獲は銃猟による捕獲が中心で、国有林等が設定する銃猟禁止区域等では捕獲が進んでいない。

そこで、2市町にまたがる北見・佐呂間地区において、わなを用いたエゾシカの広域的な捕獲を実施しながら、わなの設置方法や誘引等の技術検証を行い、その後の本格捕獲事業につながる効果的かつ効率的な捕獲手法を確立する。

## 第2 業務内容及び実施方法

捕獲実施にあたっては、別紙捕獲業務仕様書及び北海道が作成した「鳥獣保護区等規制地域におけるエゾシカ捕獲手法マニュアル」第7章から第11章に基づくほか、次のとおりとする。

### 1 実施期間等

#### (1) 実施期間

調査捕獲の実施期間は、令和7年（2025年）1月から2月までの期間のうち40日間とするが、調査捕獲における上限頭数に到達した時点又は別表に定める捕獲努力量に達した時点で本格捕獲事業に移行する。なお、40日には調査期間及び捕獲効率維持のための捕獲休止期間を含む。

調査捕獲事業の業務実施期間は、本格捕獲事業終了後に行うわなの撤去終了までとする。

#### (2) 実施場所

網走中部森林管理署国有林2006、2007、2077、2202、2203、及び2206林班並びに幌岩鳥獣保護区

#### (3) 捕獲頭数上限

調査捕獲における捕獲頭数上限は20頭とする。

### 2 業務処理計画書の提出

委託契約書第4条により提出する業務処理計画書は、業務の実施体制や従事者等の氏名・所属、処理日程、緊急時の連絡体制等を記載し、契約締結後速やかに道に提出すること。また、業務処理計画書には従事者名簿（様式1）を添付すること。

この業務における捕獲は、道による鳥獣捕獲許可で実施することとし、業務担当員は業務処理計画書の提出を以て、捕獲作業に従事する狩猟免許所持者に対して捕獲従事者証の交付を行う。

### 3 事前調査の実施

実施場所の現地踏査、市町村や地元狩猟者等からの聞き取り、道が提供する生息状況調査の結果等により、エゾシカの出没状況等を把握すること。調査にあっては事前に土地所有者や地元市町村と連絡調整を行い、円滑な実施に努めること。

### 4 捕獲作業計画の策定

事前調査の内容を踏まえ、業務担当員と確認・調整を行いながら捕獲作業計画を策定すること。捕獲作業計画においては、捕獲事業内容、安全管理体制、関連する法令・規制、捕獲個体の記録・処理方針等を記載すること。なお、次の点に留意すること。

#### (1) 捕獲事業内容

捕獲手法、実施位置、体制、回数、スケジュールなど実作業に関する事項を記載すること。

## (2) 安全管理体制

緊急時の連絡体制や実施体制、緊急連絡体制図等を記載すること。また周辺住民等に対する周知体制、事故防止に向けた捕獲時の現地立ち入り規制体制を記載すること。

## (3) 関連する法令・規制

関連する法令及び条例等に関し、必要な申請内容（申請先及び必要書類等）を記載すること。

## (4) 捕獲個体の記録・処理方針

捕獲個体の記録方法について記載するとともに、有効利用に向けた対応方針を記載すること

## 5 調査捕獲の実施

4で定めた捕獲作業計画に基づき捕獲を実施すること。捕獲作業計画を変更する必要がある場合は、道と事前に協議すること。

止めさしの方法については土地所有者と協議した上で決定する。

道内各地にはエゾシカ生息状況調査のため首輪や耳標を付けて放獣された個体がいるため、そうした個体は可能な限り捕獲の対象とはせず、わなにかかった場合は放獣すること。エゾシカ以外の鳥獣を錯誤捕獲しないよう細心の注意を払うこと。万一錯誤捕獲がされた場合には、原則として放獣すること。

調査期間において、複数の手法でわなによる調査捕獲を行い、実施地域での最適な捕獲方法、作業方法を導き出すこと。捕獲実施中は捕獲努力量、捕獲数、性比、捕獲時期、捕獲期間、誘引餌の種類、痕跡等について記録し、捕獲手法の検証時に用いること。

## 6 捕獲記録・確認

捕獲個体は、個体毎に捕獲者名、捕獲時の日時・天気、捕獲場所、捕獲固体の状態、捕獲個体処分方法を捕獲個体記録票（様式2）により記録すること。記録票には、次による捕獲個体等の証拠写真を添付し、写真のデータも併せて提出すること。

- ・撮影者から見て捕獲個体の足が下向き・頭部が右側になるように置く。スプレー等（原則として油性）を尾に塗布し、胴部に個体番号（通し番号）を記入する。捕獲日・捕獲従事者氏名・個体番号を記載したホワイトボード等を捕獲個体とともに撮影する。一度撮影した後に、個体番号の上から更にスプレー等で横線等をマーキングした状態の写真を撮影する。撮影にはGPS機能付きカメラ（スマートフォンを含む）を使用するよう努めること。

捕獲確認は、「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認マニュアル」（令和元年8月農林水産省作成）に準じて行う。捕獲を行った際は捕獲確認書（様式3）に記入すること。

## 7 捕獲個体の有効利用・処理

捕獲個体は、可能な限り食肉又はペットフードとして有効利用することを基本とするが、有効利用が困難な場合は、一般廃棄物として適正に処理（減容化含む）すること。処理にあたっては、搬出、運搬、受入れを行った記録を整理すること。

### (1) 有効利用

有効利用する場合、捕獲個体は事業者等は無償譲渡することとし、捕獲場所において引き渡す、又はこれら法人が所有する一時養鹿施設又は食肉処理施設、ペットフード製造施設等に運搬する。受入先とは、捕獲実施前から連絡調整を行い、可能な限り多くの個体の有効利用に取り組むこと。また、有効利用事業者に引き渡した際は引渡し先が作成した捕獲個体受取証（様式例1）を整理し、捕獲個体記録票に添付すること。

また、本業務における捕獲個体については、民間施設等で公平に利用されることとしているため、

これら以外の有効利用を望む者があった場合には、あらかじめ道に協議すること。ただし、受入先は、食肉利用の場合は、保健所から食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可を受けた施設であり、かつ、道が策定した「エゾシカ衛生処理マニュアル」等を踏まえて捕獲個体の衛生的な処理に努めている施設に引き渡すこと。なお、エゾシカ肉処理施設認証取得施設を優先するが、実施する地域近隣において従前から活動してきた前記の条件を満たす施設がある場合は、当該施設にも一定の配慮をすることとする。また、ペットフード利用の場合は、ペットフード安全法（平成20年法律第83号）による届出を行っている事業者であることを要件とする。

## (2) 廃棄物処分

有効利用に適さない捕獲個体については、受託者の費用負担において一般廃棄物として地元市町村の指導に従い適正に処理すること。また、処分施設から発行される処理伝票等を整理し、捕獲個体記録票に添付すること。

## 8 作業日報の作成

捕獲事業に係る各日の実施状況について、その日時、天気、従事者、作業内容及び捕獲状況について記載した捕獲作業日報（様式例2）を作成すること。

## 9 捕獲手法の検証

6で記録したデータを元に、捕獲手法の効率性、誘引餌の効果、捕獲実施にあたっての課題、反省点及び安全管理上の課題などを考察し、捕獲手法の最適化・効率化を図ること。

## 10 随意契約による本格捕獲事業等への引継

- (1) 調査捕獲事業で得た検証結果を踏まえ、本格捕獲事業による捕獲や捕獲個体の運搬処分に係る事業に円滑に移行できるよう準備すること。
- (2) 調査捕獲事業で設置したわなは、本格捕獲事業に引き継がれるものとする。
- (3) 調査捕獲事業により集積された効率的な捕獲方法により捕獲を行うものとするが、状況の変化に合わせ、簡易な修正をすることは差し支えない。ただし、大きな形状変更や場所の移設などは、業務担当者との協議の上、土地所有者の了解を得てから行うこととする。
- (4) 本格捕獲事業による捕獲が終了したときに、再び調査捕獲事業にわな施設の管理が移管され、最終のわな撤去作業に移行できるものとする。

## 11 わなの撤去

- (1) 設置したわな等の撤去は、周辺の立木、土地、運搬路などに影響を与えないよう注意して行い、跡地を風致の保護上支障のないよう整理すること。
- (2) 捕獲個体運搬路の確保に伴う除雪に合わせ、わな撤去作業が滞りなく完了できるよう、除雪を行う事業者と調整を図ること。
- (3) 撤去終了後を写真撮影し、完了した状況を成果品に掲載すること。

## 12 その他

### (1) 道との連絡調整

捕獲業務の着手時及び終了時に、業務担当員と打合せを実施すること。また、荒天や災害等の発生により、やむを得ず業務の一部が遂行できない又は遂行できないことが見込まれる場合は、速やかに業務担当員と協議し、その指示に従うこと。

### (2) 安全管理体制

2で定めた安全管理体制に基づき、従事者に対して各々の役割を周知し、安全管理を徹底すること。捕獲事業の実施にあたっては、あらかじめ捕獲場所、実施期間等を市町村等関係機関に周

知するとともに、地域住民等にチラシを配布するなどにより周知を図ること。

また、捕獲事業の実施期間は、実施場所への入り口等に注意看板を設置するなど必要に応じ関係者以外の立入を規制すること。

従事者のみならず、地域住民等の第三者の安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講ずること。特に、本業務は冬期間にかけて実施するため、事前に天候等の情報を入手し、移動時も含め事故等の内容十分な装備と計画の下実施すること。捕獲事業の従事者は、腕章等を装着するとともに、2により道が発行する従事者証を常に携帯すること。

銃刀法、電波法（無線機を使用する場合）等、関係法令を遵守すること。

### 第3 実績報告

#### 1 実績報告書及び成果品の提出

委託契約書第11条第1項により、本業務を完了したときに提出する実績報告書は、様式4を用いること。また、成果品は下記2に基づき作成し、電子データ及び事前調査等で撮影した写真を保存したDVD-R並びに経費明細書を添付して提出すること。提出の際には成果品の内容を説明すること。

#### 2 成果品の提出

成果品はA4版とし、北海道グリーン購入基本方針に基づいた用紙を使用すること。なお、写真、図面等はカラーとする。

成果品の作成にあたっては、事前調査等の概要（エゾシカの生息状況やシカによる被害状況等、業務処理計画策定に至る経緯等）、捕獲作業の概要（捕獲結果、餌付けの効果や捕獲手法の詳細とその効率性、実施体制、支障となった点や課題、反省点等）、捕獲個体の処理方法、その他事業実施全体にあつて支障となった点や要改善点等を記載すること。また、事前調査の明細（調査日・調査場所毎の従事者数・調査内容等）、捕獲実施における明細（出猟日・出猟場所毎の従事者数・捕獲数及び処理の概要、シカ目撃数等）、処理日程、業務担当員及び関係者との協議や打合せの内容、作業日報、捕獲個体記録票を添付すること。なお、成果品の作成にあつては様式例3を、経費明細書の作成にあつては様式5を用いること。

参考にすること。

委託業務の実施に伴い作成した電子データ及び撮影した写真（写真内には日付、撮影対象、作業状況等が分かる情報を入れる。）は、成果品への使用の有無にかかわらず、DVD-R等に保存して提出すること。

#### 3 実績報告書及び成果品の納入期限

令和7年（2025年）3月7日（金）

#### 4 成果品の取扱い

委託業務の成果品に附帯する著作権等一切の権利は、道に帰属するものとし、受託者は当該業務による成果を第三者に公開してはならない。ただし、あらかじめ道の承諾を得た場合はこの限りでない。

### 第4 業務内容等の変更等

受託者は、やむを得ない事情によりこの要領に定める業務内容等の変更等を必要とする場合には、あらかじめ道と協議の上、承認を得ること。

### 第5 その他

- 1 委託業務に必要な資材（誘導柵、くくりわな等）は受託者で用意することとし、受託者で負担すること。

なお、捕獲に資材を供するに当たって、各種作業を安全に行い得る十分な強度や捕獲に耐えられる資材であれば、中古品や廃材の活用について問わないものとする。ただし、捕獲作業終了後、腐食金属の流出や廃材の破片など、回収できないような状態で、周辺環境などに影響を及ぼす可能性があれば、これを認めないものとする。もし、影響を及ぼした場合は、受託者の責任で回収し、周辺の現状復元を図るものとする。

- 2 本要領に疑義又は業務を履行し難い事由が生じたとき又は本要領に定めのない事項については、道と速やかに協議し、その指示に従うこと。

別表

捕 獲 努 力 量

捕獲手法	捕獲努力量	備考
くくりわな	500基・日	設置基数・日数